



Title	株式資本の本質とその高次展開：鈴木芳徳氏の所説に關説して
Author(s)	富森, 虔児
Citation	北海道大學 經濟學研究, 24(3), 1-22
Issue Date	1974-09
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31293
Type	bulletin (article)
File Information	24(3)_P1-22.pdf



[Instructions for use](#)

株式資本の本質とその高次展開

—— 鈴木芳徳氏の所説に闡説して ——

富 森 虔 児

はじめに

産業への株式会社制度の普及と、資本主義の独占資本主義への移行は、たんに歴史現象面での一つの一致であるだけでなく、前者が後者にとっての基軸たるべき、新たな「資本集中」に形態的保証を与えるという点で、はるかに重要な内的関連をもったものと考えられねばならない。また、上のような意味において、株式会社制は、たんに与えられた独占にとって、その「支配と強制」を拡大する槓杆として機能すべきものにとどまらず、より以上に独占資本の発生そのものに基本的関りをもつものとされねばならず、その限りで、レーニンにおける株式会社制の位置づけにも、また一定の限界を含むものとしないうけにいかないといえよう。

ところで、産業株式会社の展開が、このような重要な関りを、独占資本主義の発生展開に対してもてばこそ、当然、この産業株式会社制の産業への普及の経済的意味をどのように把握するかが、ここでの理論的ポイントとならざるをえず、したがって、株式会社のやや一面的な機能論的形態的把握では、とうていこのような理論的要請には答ええないといわねばならない。

そして、実をいえば、従来の株式会社論も、仮にそれがせつかく、資本主義の新たな段階との関わりで扱われていても、多かれ少かれ、一面的な内容を含むものであり、とりわけ株式会社制がもたらす経済的結果——就中、資本の運動体質の変質——等についての正しい把握は、全く立ち遅れているといつてよく、筆者もまたこのような問題意識からこそ、かつて、諸説の一応の検討を試み、そこから一定の積極的理論構築を試みてみたのだった。(拙著

「帝国主義論の根本問題」ミネルヴァ書房、1973年)

だが、いうまでもなく、筆者のような立場で、株式会社制の産業への普及と独占資本主義との関連を重んじ、その意味で、前者の経済的本質の究明を重んずるものにとって、株式会社をめぐる理論的諸問題の適切で、且全体的な理解は、ますます重要なものとなるばかりでなく、またそれは、議論の一応の完成の後にも、絶えず、諸側面に即して、あらためて検討され、より深められて確認されるべきものとならないわけにいかない。

拙論を世に問うて後、筆者としても、このような意味で、問題の検討をくりかえし、幸にして寄せられた貴重な示唆や批判にふれ、またさらに新たに発表された他の研究者の成果に学び、これらに大いに教えられるところがあった。とりわけ、鈴木芳徳氏の近著「信用制度と株式会社」(新評論、1974年)からは、後述するような筆者のいくつかの疑問にもかかわらず、多くの示唆をうけることができた。

だが、敢えていえば、こうした諸氏の教示による検討にもかかわらず、産業株式会社の展開と、独占資本の発生との必然性に関わる筆者の主張には、筆者としては何らかの変更を必要とするものはなく、むしろ却ってそれを除いて、独占資本の本質と必然性の把握はありえないとの確信を一層強めつつあるといえるし、また、前者の展開で、特に誤りとして訂正しなければならないところも、今のところ見当らない。

しかし、上にあげた鈴木(芳)氏の近著にふれ、その示唆をうけた限りで、筆者の先の展開には、なお一つの面を補強されるべきところがあったことを認めねばならない。

もちろん、この面は、前著をあくまでも補うべき補足的一面にすぎない。だが、筆者のいままでの議論との関連では、まさに補足的一面にもかかわらず、この一面の欠落は、独占資本主義の一層の展開のなかに生れた株式会社の高次展開と現代資本主義の問題との関わりでは、極めて重要な意味をもつことになると考えられる。そして、このような意味で、以下本稿で展開する筆者の補強は、筆者の前著との関わりよりも、はるかに強く、現代資本主義

論に立ち向わんとする筆者の今後の課題との関わりをもつとってよいだろう。いいかえれば、それは筆者の前著と今後の課題としての現代資本主義論を理論的に架橋する上で、不可欠の補強となっているということである。

だが、先にもふれた如く、これらの点で、筆者が、鈴木（芳）氏の近著に多くの示唆をうけたにも拘らず、鈴木氏の展開と筆者のそれにはなおへだたりがあり、特に鈴木氏の展開から出てくる株式会社の高次展開と現代資本主義の理解の方向には、是非とも筆者として提示したい疑問点のあることをあらかじめことわっておかねばならない。

いずれにせよ、以下、本稿では鈴木（芳）氏の見解と関わりながら、いくつかの独占資本主義論と現代資本主義論の理論的架橋に関する筆者の見解を整理しておくことにしたい。

[1] 拙著〔「帝国主義論の根本問題」〕第1章第4節で先にふれた如く、19世紀後半資本主義における株式会社制の産業への一般的普及は、やはりその当時における生産力の特定の発展を第一の基礎としている。

しかも、誤解をおそれずに敢えて簡略化するというとすれば、それはかかる生産力発展の飛躍性に対する個人企業の対応の限界によって生ずる矛盾に押し出され、比較的平和的に——さればこそ、資本の破壊という特殊状況にとどまらず、より一般的に——既存資本を集中合併させ、それによって新たな生産力発展に対する資本主義的対応を果たさせるべき格好の手段として必然化してきたものだった。

むしろ、第一の基礎としての生産力の特定の発展も、当然、鈴木氏のいわゆる「資本の生産力」(前出20頁)としての発展にちががなく、その限りでいえば、この条件は決して、資本主義の外部に外的に与えられるべきものではなく、又ここからくる株式会社制の普及も、全く外的なものに対する対応の問題として考えられてはならないだろう。

だが、にもかかわらず、凡そあらゆる歴史的経済社会にあって、生産力と

生産関係は、統一のなかに存在しながら、それぞれ相対的な独自性をもって対立しあう対立物の統一性なのであり、さらにいえば、後者の相対的固定化の中での前者の独自の発展によって生ずる矛盾の激化こそが常に歴史の運動を根底にあって規定する関係において、まさにわれわれは史的唯物論の真髄をみななければならないのであった。

もとより、このような生産力の発展の規定による経済社会の歴史的運動が、一つの典型的な弁証法的展開となるということは、事態が常に平穩に矛盾を解決することによってはこばれることを意味するものでない以上、ここでいう19世紀末段階の生産力の特定の発展が、直ちに無媒介に、あるいはそれ自体からくる必然性によって、その生み出す矛盾の資本主義的対応をもたらすとする事は決して出来ないだろう。

したがって、その限りでいえば、株式会社制による集中合併という場合の「対応」もやはり、株式会社制の一般化が、どのようにして可能となりえたかという、別の側面の歴史的分析和不可分に扱わなければ、その真の必然の説明とはなりえないだろう。

そして、この問題こそ、鈴木(芳)氏が、強調してやまない信用制度の歴史的展開の分析との関りを要求するのであり、後述する如く、その点では筆者の従来主張にも、一つの欠陥をもっていたことを、率直に認めないわけにいかないのである。

だが、だからといって鈴木(芳)氏が、宇野弘蔵氏の「一方での生産方法の変化と他方での不純資金との交点に株式会社化の論理を求め」(前出19頁)、いわば外的生産力に対する「対応」によって株式会社化の必然性を説明するいきかた——このような宇野説自体に対する鈴木氏の批判の内容はそれなりに適切と思われるものの——を批判される余り、このような生産力発展の契機をも同時に、ほとんど後景にしりぞけてしまわれている点については、われわれとしては全く納得しがたいところとしないわけにいかない。

なお、これらの問題の関わりで、鈴木(芳)氏が、主として岩田弘氏の所説を批判しつつ、「既存資本の集中合併、整理統合が強調される背後には、そ

うした操作を通じて過剰資本が温存されるという思考がある」(前出25頁)とした上で、「だが根本的にいうなら過剰資本の温存という視点そのものが検討の余地を残している」(前出27頁)とし、同時にこのような議論の立て方全体を批判されている点にも、にわかには首肯しがたい問題のあることを指摘しないわけにいかない。なんとすれば、先にもみた如く、株式会社制が、「既存資本の集中合併」の手段として登場してきたのは、基本的にはあくまでも、生産力の特定の飛躍的發展に規定されたものとみなければならないのであり、これが「過剰資本の温存」という思考を必ずやらねばならないものとは、絶対になりえないこと、さらにいえば、かかる過剰資本の温存ということに一面的に結びつけたところにこそ、実は、岩田¹⁾氏らのこの点での大きな理論的欠陥があつたことが認められるからである。従つてまた、鈴木(芳)氏のこの点での議論が、既存資本の集中合併という理論的にも実証的にも必要な指摘を、過剰資本の温存という別の問題にすりかえ、後者の問題の検討によって、前者を乱暴に片付けてしまうという、非常に問題のある展開になっていることを率直に指摘しないわけにいかない^{2),3)}のである。

- 1) この点についての筆者の岩田氏への見解については拙著「帝国主義論の根本問題」15頁—21頁。
- 2) 鈴木氏は同書の別のところで、株式会社制が全体制化したときの株式会社の資本集中の特徴を「資本装備の巨大さの故に」「その根本的整理が困難となつた」(前出43頁)「過剰のための機構」(同上、44頁)として規定しておられる。もちろん二つの箇所で行われている内容については、共通する(敗退資本の発生が阻止できないこと等)ところもないわけでないが、この後の箇所の主張が先の主張と基本方向では全く逆に、岩田理論にきわめて接近したものとなっていることは、明らかであり、この限りで、氏の見解の錯綜が認められるとしなければならぬだろう。
- 3) なお、特に本文では指摘しなかったが、鈴木(芳)氏のいま一つの注目すべき主張点として氏が株式会社論の機能論的編向(宇野説に対する関りで)を問題としたり、又岩田氏らの「既存資本の集中合併」説に対して、「立論の場が……現実具体により近い次元に求められた限りで深められた理論構築をなすにいたつて」いないとの批判を加えておられる点をいま一つあげておかねばならぬだろう。そしてこの点については、たしかに「機能論」や「現実具体により近い次元」と

どまることの限界を示されるとみるかぎり氏の主張も一応うなづけるのだが、そのことによって機能の分析や現実具体からの出発そのものまで否定したり軽視したりすることがあってはならないこと、したがって集中合併論もそれが事実にして取り出されたものとしては、やはり評価されるべきながらも、問題はそこにある経済的本質をどう理解していくかにあるということをあらためて鈴木氏に対して強調しておかねばならない。

二

以上にみた如く、生産力の特定の飛躍的發展に対する資本主義的対応としての既存資本の集中合併を、一般的に容易かつ円満にする点にこそ、産業株式会社制一般化の基本的契機が認められるにもかかわらず、この株式会社制自体が、金融的出資の制度である以上、そこには同時に、金融機構乃至信用制度自体の必要な変化が、歴史的な前提として伴われていなければならないことが、わすれられてはならないだろう。また、この点で、たとえば、岩田弘氏などが、株式会社制をあくまで集中合併の形式としつつ、これが、「産業資本の社会的貨幣資本への擬制を形態的な基礎としておこなわれ¹⁾」とした論点に關説して、鈴木(芳)氏が、「こうした擬制資本の形態を媒介としての企業合併が可能となるためには、同時的に資本還元という観念上の還算過程を現実化するための貨幣市場と株式擬制資本市場との間の資本交換メカニズムが前提されるのでなければならない」(鈴木前掲書、30頁)と批判されたのは全く適切であったといつてよいだろう。

つまり、仮に株式会社制の実質が、すべて既存資本の集中合併のみであり、そこにみられる金融的出資の形態乃至貨幣資本形態が全くの観念上の形態的擬制であるとしても、およそ、観念的な操作が、現実的なものの基盤を全く欠いて行いえないこと。あたかもそれは、貨幣(金)の観念上の機能としての価値尺度機能が、それ自体としては観念の上でのこととしても、やはり、貨幣(金)の一定の現実的使用を条件としてのみ行なわれることと同様であることを見のがすことは出来ないからである。

だが、さらにいえば、信用制度の一定の変化が、産業株式会社制普及にと

って前提とならねばならないのは、叙上の如き、観念上の擬制のリアルな基盤を供するという点にのみとどまるものではない。

なるとなれば、株式会社化の役割が既存資本のより円滑な集中合併の推進という点に基本的にあるとしても、集中合併がともかくも、被合併資本の本来の自律性（相対的自律性は合併後ものこるとはいえ）を損う犠牲の上にはじめて行なわれうるものである以上、やはり合併に伴って、出来る限り、他の社会的遊休資金を吸収することによって、合併が単なる加算以上の資本の集積をもたらしうる事が、当然一つののぞましい条件となる事が、推論されうるからである。つまり、集中合併がより円滑に行われるためにこそ、このような、「外的」資金の吸収も出来る限り求められるのであり²⁾、株式会社制は、実は、このことをも（条件のある限り）果しながら、同時に中心的な資本には、出資額に応ずる経営参加権（小株主にとっては形式的なものにとどまる）を許すことによって、ともかく、「資本」としての相対的な自律性を許容するところにおいてこそ、このような資本の要請にもっともよく応えうるものとして普遍的な企業形態となるに至ったと考えられねばならないのである。

ところで、このように、たんに観念的な操作に基盤を与える以上の現実の意味が、株式の貨幣資本形態にある以上、その現実の姿としての「株式の流通」が、どのようにして歴史的に可能とされてきたかは、株式会社の歴史的な前提としてますますその究明を必要とされるに至ることはいうまでもない。

そして、この点でたとえば宇野弘蔵氏の如く、このような株式の流通市場の問題を、「当然にして自明のごとくに伏せ」（鈴木、前掲書、22頁）、株式会社へ吸収される資金を、いわば外部からの「不純資金の導入」（同19頁）として扱う方法を、「動化論なき動員論」（同21頁）としてしりぞけ、同時に19世紀後半段階での信用制度の変化のなかに、株式流通市場の前提としての長期信用展開の一般的基盤を見つけ、とりわけその関連で、競争の不可避の産物としての資本集中がはじき出す敗退、乃至引退資本が、「貨幣形態をもって信用制度のなかに吸収されてゆく」社会的過程をその最大の基礎として重視される

鈴木(芳)氏の主張は、おそらく氏の労作のなかでももっとも積極的な意義をもつものとして評価されてよいものといっても過言でなからう。

そして、これらの点は、たんに岩田氏らの問題であっただけでなく、岩田氏らとは別種の主張をもつ筆者の従来議論においても、明らかに一つの欠陥であったことを率直に認めなければならないだろう。

だが、それにもかかわらず、われわれは、鈴木(芳)氏の議論が株式会社制一般化の不可欠な前提としての信用制度の展開=株式動化機構の確立という必要にして適切な主張との関わりからか、やはり株式資本自体を、資金調達側面に大きく傾斜させて理解されるに至ったことを、その議論の致命的な欠陥として指摘しておかないわけにいかない。

もちろん、鈴木(芳)氏の一貫する主張のいわば柱というべきものは、たんに信用制度それ自体にあるのではなく、より以上に、信用制度の変化をもたらす根因としての資本集中にあるのであり、また結果として確立する株式資本についても、それが「利子生み資本の論理を内具」(同52頁)した株式擬制資本たることが一方で強調されながら、実は、より以上にこのことを契機とした、「展開された形態における資本集中」(同書、28頁、32頁)であることが重視されているのである。

しかも、この資本集中も氏にあっては、たしかに一方では、「爆破された弱小企業資本破片が、貨幣資本」(同書、42頁)形態に分解されて集中されるものとして、文字通り資金の動員に即して考えられながらも、他方では、やはり「既存資本が直接に融合する」(同書、42頁)側面で理解され、且株式会社による資本集中も、この「資本集中の二側面」(同書、40頁)に沿って把握されていること、したがって、決して鈴木氏も、株式資本を、もっぱら、「資金」にのみ埋没させたような意味で理解しておられるわけでないことは明らかなのである。

だが、株式会社による資本集中について、鈴木氏が、一応このような既存資本の直接の融合の面を考えながらも、それが先にみたような「過剰の温存」目的という、氏自身、そのいささかの問題性を認める方向で把握されたこと、

またこの点は、ここでは措くとしても、さらにその結果を単純に機能資本と無機能資本の分化及後者の証券譲渡という側面でのみ提起されているにすぎないことを、ここでさらにみておく必要があるといえよう。

つまり、氏の表現に従えば、まず、このような「既存資本の直接の融合」としての「合併は、『結合と支配』の問題を生ぜしめ、複数の所有と単一の経営意志との矛盾」(同、53頁)をもたらす。みられる通り、ここでは鈴木氏も筆者が一貫して強調してきた、かの株式会社統合のもたらす矛盾関係——問題のもっとも本質的なところ——に氏なりの表現によってせまっておられるかのようなのである。だが、氏においては、せっきくのこの矛盾も、株式資本において定着固定化し、恒常的な解決運動——それこそ資本の独占志向であった——を要求するものとは考えられず、逆に矛盾を一種の解消されるべきものとして把握されることになるのである。

すなわち、この矛盾の故に、「全員一致による決定」が困難となる結果、「多数決原理が採用され……しかも一人一票制でなく、一株一票制という近代的合理的議決方法を取り入れることによって、小株主の権利は有名無実化し、会社諸機関を牛耳るものは支配株主団のみとなり、株主総会は観客なき喜劇と化する」(同、53頁)ということになるのである。

要するに、合併のもたらす矛盾は、ここでは小株主の無機能化によって解消され、機能をのこす「支配株主団」はそれ自体無矛盾的なものとして扱われることになる。むろん、他方で、氏も「支配株主と彼属株主との対抗関係」(同、53頁)が、一応のこるとされるが、後者は、氏によれば、あくまでも無機能化したものなのであり、だからこそ、後者による「証券の譲渡」こそが氏の議論では重点とされ、実は、これが株式擬制資本市場確立の、個別資本側からの条件として確認されることになるのである。

その上、鈴木氏によれば、実はこのような「株式証券の運動が自主的に証券市場を形成するのではな」(同、56頁)く。この株式擬制資本市場創出において、一層重要な役割をはたすのは、すでにのべたような資本集中の歴史的社会的過程の結果として信用制度の変化があり、これによって証券の買いに

向う貨幣資本の流入が社会的に出てくることでなければならない。

つまるところ、鈴木氏にあっては、合併によって生ずる諸資本（その一部として機能資本と無機能資本の関係を考えても一向かまわないが）の対抗関係（矛盾）の如きには実は問題の焦点があるのでなく、もっぱら支配株主の証券市場利用こそが、株式資本においてポイントとなるのであり、したがって、その証券市場の成立を何が支えるかということが常に議論の柱となっていたのである。

したがって、その限りで、氏の議論も一見資本集中や資本統合のはらむ矛盾や、「資本の異夢同床」(同69頁)のようなものに目を及ぼすポーズをみせながらも、結局氏自身認めるように、これらで、「いうところの資本は、貨幣資本を固有に観念したものであり、集中は個別資本の見地からする調達動員という意味あい濃い」(同69頁)ものでしかないことが明白であるといわねばならないのである。

そして、そのことは、一つには氏が宇野弘蔵氏の株式会社論に対して、それが「株式会社を資金の結集体と観念し、資金というタームを出発点としての分析」(同12頁)として、一応極めて適切な批判を下されていたにも拘らず、氏自身が、結局同類の「資金」側面に傾斜してしまったという意味で、又さらに第二には、このような論理のはこびによって、氏が、株式資本の真の経済的本質——統合資本のはらむ矛盾とそれを基礎とする資本の運動体質の変化——を、ほとんどその理解の外においてしまったという意味において、氏に対して、非常に惜しまれる点であることを、率直に指摘しないわけにはいかないのである。

- 1) 岩田弘「世界資本主義」未来社、1964年、269頁。
- 2) 筆者が先に示した株式会社の統合における被統合資本間の対抗は、会社創設においても当然発生するものであり、ここで、外的資金吸収による単なる加算以上の巨大化が、統合を通して可能とされれば、それは対抗のなかで統合しようとする矛盾関係に一つの現実的解決を与えることとなろう。だが、もちろんこのような状況が、統合に際して常に必要とされるということではないだろう。

三

株式会社制の普通化一般化は、たしかに一方では信用制度の一定の展開を、前提的基礎としているとはいえ、やはりそのもっとも本質的な契機は、生産力の特定の発展と考えられねばならないことについては先にのべた。

ところで、一般に、生産力の新たな発展に対する生産関係の対応が、つねにそうであるように、株式会社制のこのような一般化は、それ自体がそれ以前の生産力の発展を受けるものであるばかりでなく、同時にそれが、資本の生産力の新たな発展展開をもたらしていくことになった側面もわすれられてはならないだろう。

とりわけ、この面で、「支配と強制」の原理ともいべき資本の独占志向が、さらにつづく資本の一層の集中をもたらし、それが、巨大な生産集積と結びつく現代の生産力を切りひらいてきたことそして特にこの関連で、くりかえされる集中のなかで、排出された敗（引）退資本、そしてまた資本の集積のいちぢるしい進展の故に、それだけでは現実資本として活用される余地のますますせばめられた諸種の社会的遊休資金が——より具体的には、銀行と産業の融合癒着を軸とする金融資本の結合連携を基礎としますます広範に集中動員されるに至ったことが、さらに独占から現代に至る生産力の資本主義の発展を規定してきたことを見のがすことはできないだろう。

しかも、このような生産力の一層の展開が、独占資本主義の経済構造にも、はねかえって影響を与え、そこに何がしかの変化を結果させてきたのではないだろうか、そして、そのような変化にとって本質的な関連は、どのようなものと考えられるべきだろうかといったことが、所謂、現代資本主義論の問題として今日の経済学上の争点となってきたと一応いってよいだろう。

周知の通り、このような現代資本主義の構造の変化の問題を考える場合、そこで、独占資本なり金融資本の、つまり資本自体の基礎構造の変化を問題にするいきかたは、いまのところ必ずしも多くはない。

たしかに、国家の経済介入の拡大といった、ツィンヤング流の間違っては

いないが、いわば無内容な、表面的規定は、今日の議論では概ねしりぞけられたといえるが、それでも議論のおおかたの傾向は、せいぜい管理通貨制によって、財政金融面からの国家の経済介入の拡大に制度的基盤が与えられたとする、かの大内力氏らの国家独占資本主義論をめぐって、もっぱら展開の歴史過程をどうみるか、あるいは、国際経済面の変化とこのような資本主義それぞれの内的問題との有機的関連を、どのように把えるかといった諸点に沿っていたにすぎなく、金融資本（独占資本）の基礎構造の不変は、明示的にせよ、そうでないにせよ、大抵の現代資本主義論では、いわば当然に近いこととして扱われてきたといっても過言ではないのである。

むろん、現代の資本主義にあっても、その核心を支配する資本は、「支配強制」の原理をともなった独占的志向をもった資本であり、かつ又、それが銀行資本と産業資本の融合癒着を中心とする金融資本的編成のなかにあること、さらに何よりも、それら資本の企業形態が、一層の株式会社の一般化のなかに見出されること、その限りでは帝国主義＝独占資本主義とともに生れた諸関係が、一層明確になってきているだけで、関係の基本においては何らの変化もないといえ、したがって叙上の如き現代資本主義論の傾向に反論すべき根拠は、さしあたり何もないかのようである。

にもかかわらず、独占段階以来の形態的基礎としての株式会社制とその現実のありかたを、さらに仔細にみるならば、われわれは現代において、そこに一つの重要な変化がみられること、したがって、これを独占段階以来の金融資本なり独占資本と全く同列同質のレベルでのみ扱うならば、必ずや一つの本質的变化が見おとされることにならざるをえないことを、ここに強調しておかないわけにいかない。

すなわち、何よりもここでわれわれは、今日の株式会社の具体的現実において、それらが、たんに諸資本の統合であり、諸資本の「異夢同床」であるにとどまらず、より以上に、所謂、株主の個人性の止場——それは、もはや所有と経営の分離というパーリ・ミーンズ流の古めかしい限定された問題設定の枠の中にはつつみえないものである——の極度の進展ともいえる状況に

まで、大きく変化するに立ち至っていることに注意を喚起しておかねばならないのである。¹⁾

もちろん、かかる株主の個人性の止場が、如何に進行したとしても、それが、ことからの経済的本質に、特に問題となるべき影響を与えないとすれば、それは、せいぜい非本質的な現象的形態的变化にすぎず、あらためて現代資本主義論のなかに位置づけて、論じなければならない価値をもたないとしてよいかもしれない。

だが、これから順次論ずることく、このような株式会社の変化は、やはり、本来、それ自体資本家の社会化を示すものとしての株式資本の、さらに一段進んだ資本家の社会化を現すものであり、同時に、資本の質の一定の変化を含むものであることを否定することはできない。それどころか、国際通貨体制との連動の中にある今日の国家独占資本主義的管理通貨制とそれに支えられた諸種の国家の経済介入という、従来議論で多かれ少かれ問題とされてきている点も、実はこのような資本の体質の変化をベースにしてこそ、はじめてその真の内的必然性を、もより深く把握されうるのではないかと考えられ、その意味で、ますますもって無視しがたい、現代資本主義の核心にふれるべき問題と考えるわけにいかないのである。

したがって、また、このような意義をもつべき株式会社の「社会的資本としての特質に目をふさぐものは、現代株式会社への理論的接近の緒をすでに失っているとみてよいであろう」(鈴木、前提書、127頁)ということとはもとより、実はこのような社会的資本としての株式会社の特質とその変化に目をふさぐものは、現代資本主義そのものへの理論的接近の緒を失うだろうと敢えていっても、いいすぎではないと考えるのである。

1) この傾向は、今日、とりわけ日本資本主義において強い。その辺の意義については、さしあたり拙稿「現代日本経済の論理」経済評論、1974年5月号。

四

さて、前節でみた如き、株式会社のありかたの変化——これを、われわれ

も以下、鈴木（芳）氏と同様に株式会社の高次展開とよぶことにしよう——は、それでは一体如何なる条件の規定をうけて、如何なる内容を伴って出て来たのだろうか。あるいは、それは結局、如何なる経済的結果を生み出してきているのだろうか。以下、本節では、これらの諸点を順次検討してみることにしよう。

まず、第一にそうした展開を規定した条件として、やはり独占以来の生産力の発展の契機を認めねばならないだろう。

なぜならば、先にみたように独占の形成が——仮に、それが一方で技術停滞をもたらすべき一面をもつとはいえ——ともかく生産力の一層の発展をもたらしたことは事実であるだけでなく、明らかに、それと伴って、株式会社の内実に、株主の個人性の止揚の傾向が、一層進んできていると認められるからである。

ところで、かかる株主の個人性の止揚としての株式会社の高次展開には、一応凡そ二つの内容があったとみてよいだろう。すなわち、一つには、それは株式会社の一層の巨大化のなかで、株式の分散がさらに進み、れいのパリー・ミーンズ以来の「所有と経営の分離」をめぐる論議を呼ぶような状況を生み出したものとして、いま一つは、——株主の個人性の止揚としては一層直接的な——個人株主に代る機関株主の増大とその地位の向上としてである。しかし、前者の「止揚」は、いずれにしても相対的なものであり、その評価については、当然評価が分れうるものとならざるをえず、結局後者こそが、より確実に経済学的な意味をもちうるものと考えてよいだろう。

だが、いずれにせよ——仮に前者を含んでも——かかる傾向は、生産の集積の一層の進展のなかで、特定の個人株主に依存する蓄積の限界をつき破って、会社資本が巨大化するために、必然となったとするのは、みやすい道理であるといえる。したがって、われわれのいう株式会社の高次展開も、たんに事実として生産力発展に相伴ったというだけでなく、より以上にそこに因果的な規定関係のあったことが、一応明白であるといえよう。

にもかかわらず、生産力の発展に対する生産関係の対応的变化は、前にも

ふれた如く、つねに無媒介に直線的に起りうるものではない。すなわち、ここでの問題でいえば、機関株主の増大という対応も、仮にそれが、資本なり株式資本の本質をそこなうものであれば、如何に生産力面からの要請があるとしても、容易に出てくるものでなく、そこに当然、資本主義の停滞とそれによる諸矛盾の激化を招来せざるを得ないと考えねばならないのである。

したがって、ここでの問題は、株主の個人性の止揚や機関株主の増大が出てきたという事実の結果的確認よりも、より以上に、このような変化が、株式資本の本質との関連で、何故に可能となったかを追究することとならざるをえないと考えねばならないだろう。

ところで、問題をこのように設定するとすれば、ここで、われわれは、ふたたび鈴木（芳）氏の所説に帰り、氏において、典型的な、以下のようなこの問題に対する見解をどうしても検討しておかねばならないだろう。

なぜならば、氏の考えによれば、株式資本は、もともと資本の本性としての「資本物神」を現実化してきたものであり、しかもそれ自体に始めから「高次展開」を生み出すべき要素があるとなるのであり、その限りで、われわれは鈴木（芳）氏に、この問題に対するもっとも肯定的積極的な一つのいきかたを認めることができるからである。

すなわち、氏は、まず「資本ほんらいの生産物は利潤ではなく、利子こそが本来的果実であるかに現象し、資本の物神態容は、ここにきわまる。むしろ、物神化ということは、けっしてたんなる思い違いや、そう目に映るというだけのことでなく、また、たんなる恣意的で意図的なごまかしというのではない。それは一つの客観的根拠をもって物が社会的な力をもつことであり、であればこそ、その態容の特殊性と必然性が明らかにされねばならない」（同84頁）として、資本物神を、少くともたんなるブルジョアの表象以上の意味をもつものとして設定した上で、次に「しかし、『資本——利子』なる資本物神の形式は、その客観的根拠にもかかわらず、そのものとしては現実化されえぬ、また普遍化されえぬ観念であるにすぎない。その現実化と普遍化とは擬制化を介してのみ行なわれる」（同84頁）（傍点筆者）ことを強調し、か

つそれ自体「利子生み資本の論理を内具した」株式擬制資本こそが、このような資本物神の現実化普遍化をはたす故に、株式擬制資本が、「資本そのものの一定の発展態容を内容としていることがあらためて顧慮されるべきであろう」(85頁)と主張されるのである。

さらに、また、鈴木氏は、このような議論とは一応別途に、他方で株式資本の社会的資本たることを強調され、それとの関連で資本の物化の進展としての株式会社の高次展開に言及されていくことになる。

すなわち、氏によれば、株式会社は、まず「出資者たる株主の側から見」(117頁)れば、それが、「社会的な貨幣資本のプールに支えられている」(117頁)限りで、社会的資本であり、さらにまた「会社資本の側からみ」(118頁)れば、「株主の転々交代する状況を前提に会社資本」が「自立化」することによって、個々の出資者の拠出資本の加算集積(→法人擬制説)に由来しながらも、同時に、それを超えた社会的意義をもつ(←法人実在説)限りにおいて、社会的資本として扱えられねばならない。しかも、こうした「会社資本の自立化によって、会社財産の人格化が生じ、『会社それ自体』『ビジネス・エンティティ』『法人』という観念が生」(125頁)じ、ここに、「『株主の個人的複数性を完全に止揚したところの、『社会的』な資本機能そのものの人格化であるという、その所有形態の社会的性格とその無名性が一段と強められる」(富山康吉「現代資本主義と法の理論」169頁)」(126頁)ことになる。したがって、またこうして「会社資本それ自体が所有主体となることによって、『半集産的蓄積』(ストレチ)が生じ、「自己資本における『自己』に代って、自己金融における『自己』が登場し、会社所有、機関所有という、より社会化され高次化された所有関係が登場し、これをふまえて、自らは所有せざる専門経営者が支配集団を形成する」(以上126頁)ことになるというのである。同時に、氏によれば、ここから「こうしてみると株式会社における会社資本の自立化を前提に株式会社の内部構造は解明され、また内部構造の解明をふまえて、株式会社の高次展開が明らかにされることになる」(126頁—127頁)、ということになるのである。しかも、注目すべきことには、鈴木氏は、

以上のような展開に合わせて、いわばその前提として、株式会社が、もともと出資者にとっては、「かれが資本の論理に服し、……非人格化の確認」を行なうものであったこと、その意味で、「各株主の個性はすべて失われ、貨幣資本の抛出量をもって量定されるにすぎない」(20頁) のであり、したがって、ここでは、もともと個人企業、合名会社、合資会社、人的(閉鎖的)株式会社等とちがって、「株主相互間の人格的依存関係とそれにもとづく諸羈絆は、すでに存在」(121頁)せず、いわばかかる事態の「人格的表現として『経営者』が登場する」(122頁)ことを、かなり直線的に主張されるに至るのである。

ところで、以上や、長く紹介した鈴木(芳)氏の株式資本の理解と、そこで必然的なその「高次展開」に関わる説明は、もちろん、たしかに問題の一面については、適切で且するどいものをもっていることを認めてよいだろう。

だが、率直に¹⁾いってその展開のすべてに、かなり一面化された把握のあることは否めず、しかも、それは、ちょうど二節までにみた氏の株式会社論が、一方で筆者にとっても受け入れるべき重要な示唆をもちながら、すぐれて、氏自身のおそれにも拘らず、資金面、信用面に傾斜した一面的な議論になり、その故に株式資本の真の経済的本質の把握に失敗することになったことと、たんに同様であるだけでなく、むしろ密接に関連して出て来たものであると考えられてならないのである。

すなわち、まず第一に、氏が資本物神をして、そのブルジョア的表象性をのりこえた何か客観的根拠をもった、資本の本性の必然的結果であるような方向の理解を示しておられる点についていえばさきにも少しふれた如く、これは全く、資本家の意識の上での倒錯した把握の、極めて一面的な且飛躍した客観化であることは、いうまでもないとしなければならないだろう。

もちろん、ここでも、それがブルジョア的表象であればこそ、その一定の具体的形態上の発現をみれば、これはブルジョア的な意識になじみやすいものとして——その限りで——定着しやすい一面をもっていることは考えてよいかもしれない。また、その意味で、資本物神が一定程度客観化し、たんな

る表象以上の「社会的力」をもちうることを認めてよいかもしれない。

だが、それにしても、かかる資本の物化は、それが一旦客観的な事実となれば、やはりとりもなおさず、資本家の疎外以外の何ものをも意味せず、したがって資本家の階級支配を基本とする資本主義にあるかぎり——労働者の疎外はその基礎として不断に存しながらも——このような資本家の疎外には常に、本来の資本家の本性からくる抵抗が、避けられないことが、問題のむしろ主側面として理解されていなければならないのではなからうか。²⁾

まして、このような抽象的論議のレベルからの一步具体化した、株式会社資本それ自体の論議のなかで、氏がそもそもの株式会社の本来のものとして、株主の個性の喪失や、株主相互間の人格的依存関係からの株式会社の解放を、全く一面的に極限化して主張しておられるのは、いわゆる悪しき極端としての「所有と経営の完全分離論」に氏が立たれ、実質上、株式資本の資本性を否定する見地に氏が落ちこんでおられることを示すものとして、これを強く批判しないわけにいかないのである。

むしろ、一方で、鈴木氏のいわれる如く、株式会社における会社資本の自立化は、その相対性を含めていえば、たしかに存在することは認められる。また、この点が、氏のいわれるような意味で、株式会社の高次展開につながることも、その限りで首肯できるものである。

だが、それにしても、会社資本の相対的自立化が、もっぱら「株主の転々交代する状況を前提」にしてのみ起りうると考えるのは、やはり鈴木氏流の一面化以外の何ものでもないとしなければなるまい。

何となれば、株式会社にあっても、決してすべての株主が、常に転々と交代するわけなのでなく、そうした交代の止まない一般群小株主とは区別された支配株主集団は、特別の場合を除いて、むしろ恒常的に株主としてとどまることが認められるからである。³⁾

だが、このような支配株主の存在にも拘らず——また、仮に他の群小株主が全くない場合でも——会社資本の相対的自立化は、それはそれとして株式会社の設立とともにあることが認められよう。

すなわち、筆者がかつてよりくりかえし強調している如く、株式会社とは、少くとも、その支配株主集団に即していえば、あくまでも異種の資本の相対的自律性を、多かれ少かれ維持したなかでの資本統合なのであり、その限りでは、一つの対立物の統一性であるのだから、当然それは一方で支配株主としての諸資本のそれぞれの相対的自律性と相互の対抗関係をはらみながら、他方では、統一性として即ち会社資本として存在しているのであり、その限りでは、支配株主からもはなれた会社資本の相対的な自立化が発生することは十分に考えられるといえよう。

そして、たとえば、会社資本のあげる利潤が、対抗関係にある諸資本によっては⁴⁾らまれる矛盾の故にこそ、必ずしも配当その他の形態で、支配株主に配分されることなく、一種の資本家的共同財産として会社資本自体のものとして内部に蓄積されるなどを通して、投資主体としての会社資本の相対的自立化も進み、ここから株式会社の高次展開が出てくることも、一面の必然性として十分に理解されうるとしなければならぬだろう。そして、このためにこそ、株式資本の利子生み資本としての形態——株式擬制資本——が配当の利子形態化ということを通して、この関連に形態的な条件を与えてよいだろう。また、こうして、株式会社の高次展開が、一方で、生産力の発展による規定をうけながらも、他方では、株式資本自体の性格にそったものとして、その必然性が、よりよく把握されうるとしてよいだろう。

さらに、この関わりで、筆者の前著のような株式会社論の展開も、それが二節までにみたような意味で、信用論の側面からのアプローチを欠く限りで、このような高次展開の必然性の把握に充分につながりえない弱点をもっていたことを、率直に認めてよいだろう。

だが、こうして株式資本の一定の相対的自立化及び資本の物化の進展の必然性の一つの根拠が把握されたとしても、そこにある資本の物化なり社会化ということが、やはり資本の本性には、基本的には矛盾したものとなっていくこと、その意味で、こうした株式資本の展開が、依然として「資本主義生産様式内での資本の廃止」という矛盾関係をはらんだものであることがわす

れられてはならない。

したがって、また株式会社のこのような高次展開が、ある場合には、資本主義自体の停滞腐朽化を、多かれ少かれおし進めるものとならざるをえないことだとか、また資本家の疎外に対する抵抗の少い経済意識が、その資本主義発展の特殊性の故に、比較的めだつわが国においては、これがある意味ではもっとも著しく進展し、しかもそれが、わが国では却って経済成長のエネルギーを作り出してきたということなどの意義も、ここで始めて理論的な深みをともなったものとして理解されうる点に特別の注意を喚起しないわけにいかないのである。

- 1) このような一面化が、氏においては、法律形式論に即して行われている点が注目される。
- 2) だからこそ株式資本、株式擬制資本という一面では、「資本利子」形式をとるが、株式資本自体は決してそれだけにとどまりえず、むしろ、その実質の主側面においては利潤を生む産業資本の統合としてあり続けるのである。この点からみれば、鈴木氏のこの主張は、結局、株式資本の株式擬制資本としての側面を主側面化し、且絶対化する方向に大きく傾いているといえ、その限りで、一節まで示した鈴木氏の信用偏重の株式会社論から直接でできたものとも考えられるのである。
- 3) この意味で、株式資本の社会的資本性も、あくまでも、資本家の社会性におけるそれであることがわすれられてはならない。
- 4) この場合、当然支配の程度には種々の段階がある。

む す び

本稿をしめくくるにあたって、やや多岐にわたった議論を、いま一度要約整理しておくことにしよう。

(1) 株式会社の産業への普及一般化によって生ずる株式資本は、第一に、生産力の特定の飛躍的發展に対する資本の対応としての諸資本の集中統合という点にその本質をもつ。

しかも、株式会社形態が、統合する諸資本の資本としての相対的自律性の維持を許容するものであればこそ、これら諸資本の対抗関係を軸とする矛盾関係の内化が、株式資本には多かれ少かれ伴わざるをえず、この矛盾が、資本の独占的志向の運動を規定することになる。合わせていえば、統合資本

の相対的自律性の維持があればこそ、集中が比較的容易且平和的に行なわれうることになり、その故に、株式会社形態が、生産力の発展に対する、一般的な資本の対応形態となりうることが認められる。

(2) 諸資本の相対的自律性の維持を、直接支えているのは、①株式保有形態による資本所有の細分化、及株式会社における有限責任制と、そして②株式の譲渡可能性である。

また、諸資本の対抗をはらんだ集中統合を、現実を支える上で、統合資本の加算分を超えての貨幣市場からの資金吸収の可能性が重要ないみをもつ。

そして、これらの関連でこそ、信用制度の段階的変化と、それによる証券流通市場の社会的確立が、株式会社制の一般化の不可欠の前提であることが認められる。また、同時に、これらの側面においてこそ、株式資本は、利子生み資本としての形式——株式擬制資本形態——を与えられることになることが認められる。

ついでにいえば、所謂、株式資本の二重化は、上記(1)(2)の内容においてこそ、はじめて深められた内容を伴って理解されうるのである。

(3) 諸資本の対抗関係の内在化統一化である限りにおいて、株式会社は、はじめからそれを構成する資本からは、相対的に自立化した会社資本としての存在をうる。しかも、ここでの会社資本の相対的自立化自体が、株式資本の株式擬制資本としての形態によって、形態的基礎を与えられるだけでなく、同時に群小株主の転々とした交代——証券流通の拡大——が、ますますその自立化傾向をつよめる故に、株式擬制資本の形態をもつこと——及び、それを支えるものとしての証券市場の存在——が、この場合の会社資本の相対的自立化にとって特に重要となる。

(4) 会社資本の相対的自立化が、一方にあればこそ、生産力のさらなる発展に対する資本の対応として、会社資本自体が投資主体と化し、機関株主が増大するという、所謂、株式会社の「高次展開」が、みられることになる。

だが、かかる資本の物化の極みともいえる、無名所有の発展は、一方で資本家的表象としての資本物神の具体化として、資本家的意識になじみやすい

面をもちながらも、それがいまや、階級支配を隠蔽すべきたんなる見せかけであることをこえて、現実となった以上、当然、資本の本性と矛盾するものとなることが認められることになる。

かくて、また株式会社の高次展開自体が、一定の制約をもたざるをえないだけでなく、一たんそれが進められると、却って資本をして、その本来の資本家的動力を失わしめ、資本主義の腐朽化を深めることにならざるをえないことも認められよう。

ただ、この点では、特殊に、資本家の比較的強い疎外適応体質を、歴史上の必然として持ち、経済意識もそれに応じたものとして全体的に確立しているわが国の如き場所では、却って、それが進みやすく、且それが経済エネルギーの一層の強化と結びついていることをも合わせて把握しておかねばならないといえよう。

なお、本稿で展開した問題の関連で、ここで論じきれなかった問題が、これらの他にもいくつか考えられる。たとえば、本文でも少しふれたように、一定限度であるとはいえ、このように資本の物化がすすみ、資本家的社会化が、すすむことが、実際国家独占資本主義的体制にとっても、基本的な経済的基礎条件となっているのではないかということ、あるいは、このような資本の機能が、個人所有支配によって支えられるべき資本家的責任関係の弛緩化をもたらし、それが資本主義の腐朽化をもたらし、それが資本主義の腐朽化にどのように関連しているかといったことが、さらに深められるべき問題としてのこされるように考えられる。

しかし、これらについては、ここでは、一応問題の方向を示すにとどめ、その究明は、筆者自身としても今後の課題とせざるをえない。